

償却資産（固定資産税）のあらまし

固定資産税は、土地や家屋、償却資産（事業用資産）について課税の対象となります。

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものをいいます。（地方税法第 341 条第 4 号）

1 償却資産の申告について

申告していただく方

会社や工場、商店の経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行っている法人や個人の方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日（賦課期日）に、甲州市に所有する償却資産に関する所定の事項を、申告していただくことになっています。申告いただく際には、次の点にご留意ください。

- 前年中に資産の増減がない場合でも、**必ず申告をお願いします。**
- 前年中に休業又は廃業された方で償却資産をお持ちでない方は、その旨を申告書の備考欄に記入して提出してください。
- 個人の太陽光発電設備について、10Kw 以上売電している場合は、償却資産として申告が必要となります。**
※ただし、太陽光発電設備が、屋根材や外壁材の場合は、家屋に含まれるため申告は不要です。
- 法人の太陽光発電設備については、自家消費・売電に関わらず償却資産の対象となり申告が必要です。**

申告の対象とならないもの

- ア) 土地や建物（家屋）として、固定資産税が課されるもの
- イ) 自動車税や軽自動車税の課税対象であるもの
- ウ) 無形減価償却資産（電話加入権、特許権、ソフトウェア等）、繰延資産（開業費、試験研究費等）
- エ) 使用可能期間 1 年未満の資産
- オ) 取得価格が 10 万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（少額償却資産）
- カ) 取得価格が 20 万円未満の資産で、法人税法等の規定により 3 年間で一括均等償却するもの（一括償却資産）

償却資産の評価方法

固定資産評価基準によって、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減額）を考慮にして評価します。

$$\text{税額} = \text{評価額} (\text{課税標準額}) \times \text{税率 } 1.4\%$$

評価額は以下の数式により求められ、減価残存率[Ⓐ]及び[Ⓑ]については耐用年数ごとに決まっています。具体的な値については、別添の申告の手引き 5 ページの減価残存率表に記載してあります。

・前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率}^{\text{Ⓐ}}$$

・前年より前に取得したもの

$$\text{評価額} = \text{前年度の価額} (\text{評価額}) \times \text{減価残存率}^{\text{Ⓑ}}$$

・計算例（令和 3 年度課税として計算）

太陽光発電設備 R2.10 に 1,000 万円で取得
耐用年数 17 年 減価残存率[Ⓐ]0.936

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times \text{Ⓐ}$$

$$= 1,000 \text{ 万円} \times 0.936$$

$$= 936 \text{ 万円}$$

$$\text{税 額} = 936 \text{ 万円} \times 1.4\% = 131,040 \text{ 円}$$

100 円未満切り捨て 131,040 円→131,000 円

償却資産の種類と具体例

資産の種類		品名等
1	構築物	路面舗装、門・塀、フェンス、花壇・緑化施設、屋上等の広告塔、側溝、ネット設備、工場緑化、独立キャノピー、街路灯
	建物附属設備	受変電・自家発電設備、蓄電池電源設備、屋外給排水・ガス引込み設備、そで看板、可動間仕切 <small><簡易なもの></small> 、中央監視装置、独立した浄化槽・貯水槽等
2	機械装置	飲食店業用設備、家具又は装備品製造業用設備、デジタル印刷システム設備、総合工事業用設備、ガソリン又は液化石油ガススタンド設備、計量証明業用設備、クリーニング設備、自動車整備業用設備、機械式駐車設備、 建設用機械 、 太陽光発電設備
3	船舶	漁船モーターボート ※ただし、耐用年数は総トン数 20 トン未満の船舶
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー
5	車両運搬具	フォークリフト、クレーン車、 大型特殊自動車 （ナンバーが 0、00～09、000～099 及び 9、90～99、900～999 の区分によるもの）に該当するもの※自動車税・軽自動車税の課税対象を除く
6	工具、器具及び備品	自動販売機、事務机・ロッカー・キャビネット、パソコン、コピー機、応接セット、テレビ、レジスター、冷蔵庫・洗濯機、立看板、金庫、冷暖房機器、理美容機器、衣しょう、楽器、消火器、切削工具、測定工具
		建築設備に附属する備品のうち、償却資産の申告対象となるもの 電話機・電話交換機、デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備、アンプ・スピーカー・マイクロホン <small><機器のみ></small> 、インターホン <small><機器のみ></small> 、ネオンサイン、電気時計 <small><機器のみ></small> 、陳列棚、カーテン、ブラインド

業務別の主な償却資産

業種	品名等
共通	路面舗装、門・塀、広告設備、受変電・自家発電設備、中央監視装置、屋外給排水ガス設備、そで看板、内装（テナントが施工したもの）、立看板、壁掛型ルームエアコン等
一般事業（事務所）	ロッカー、キャビネット、パソコン、コピー機、応接セット、金庫、LAN 設備等
不動産賃貸（アパート等）・駐車場	駐車場舗装（アスファルト）、擁壁、緑化施設等の外構工事、街路灯、避難用はしご、自転車置場、駐車場用機械設備、消火器、集合郵便受け、その他屋外の設備等
小売店・飲食店	レジスター、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、テーブル、イス、カウンター、自動販売機、陳列ケース・陳列棚等
理容・美容業	理美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、テレビ、レジスター、サインポール、消毒殺菌機等